

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上を人の保険料は、市区町村で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

### 名護市第9期介護保険料額

所得段階	対象者		保険料(年額)
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 前年の「 <b>その他合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)</b> 」が82万6,500円以下の者	25,143円
第2段階		前年の「 <b>その他合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)</b> 」が82万6,500円を超えて120万円以下の者	43,226円
第3段階		前年の「 <b>その他合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)</b> 」が120万円を超える者	60,869円
第4段階	本人は住民税非課税世帯に住民税課税者がいる	前年の「 <b>その他合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)</b> 」が82万6,500円以下の者	79,400円
第5段階		前年の「 <b>その他合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)</b> 」が82万6,500円を超える者	88,220円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額(※3)が80万円未満の者	97,040円
第7段階		前年の合計所得金額(※3)が80万円以上120万円未満の者	101,450円
第8段階		前年の合計所得金額(※3)が120万円以上150万円未満の者	119,100円
第9段階		前年の合計所得金額(※3)が150万円以上190万円未満の者	127,920円
第10段階		前年の合計所得金額(※3)が190万円以上290万円未満の者	158,800円
第11段階		前年の合計所得金額(※3)が290万円以上400万円未満の者	194,090円
第12段階		前年の合計所得金額(※3)が400万円以上500万円未満の者	202,910円
第13段階		前年の合計所得金額(※3)が500万円以上600万円未満の者	220,560円
第14段階		前年の合計所得金額(※3)が600万円以上700万円未満の者	229,380円
第15段階		前年の合計所得金額(※3)が700万円以上の者	238,200円

※1 「その他合計所得金額」 … ※3 「合計所得金額」から公的年金所得を控除した額のことを指します。

※2 「課税年金収入額」 … 国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入金額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3 「合計所得金額」 … 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

・令和7年度の第1・2・4・5段階の基準となる「**その他合計所得金額+課税年金収入額**」は80万9千円でしたが、令和8年度は82万6,500円へ変更となります。